

非常勤職員の期末手当及び勤勉手当細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年1月10日学長裁定)

非常勤職員の期末手当及び勤勉手当細則の一部を改正する細則

非常勤職員の期末手当及び勤勉手当細則（平成16年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後		現行																					
(略)		(略)																					
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第4条 給与規程第22条第2項に規定する勤務成績に応じて別に定める割合（以下「成績率」という。）は、当該職員の勤務評定又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実を考慮の上、当該職員の基準日以前6箇月以内の期間（以下「評定期間」という。）における勤務成績が次表各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める率を基準として本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務成績</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 特に優秀</td> <td><u>100分の121.5以上100分の205以下</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 優秀</td> <td><u>100分の110以上100分の121.5未満</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 良好</td> <td><u>100分の98.5</u></td> </tr> <tr> <td>(4) (1)～(3)以外</td> <td><u>100分の90以下</u></td> </tr> </tbody> </table>		勤務成績	成績率	(1) 特に優秀	<u>100分の121.5以上100分の205以下</u>	(2) 優秀	<u>100分の110以上100分の121.5未満</u>	(3) 良好	<u>100分の98.5</u>	(4) (1)～(3)以外	<u>100分の90以下</u>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第4条 給与規程第22条第2項に規定する勤務成績に応じて別に定める割合（以下「成績率」という。）は、当該職員の勤務評定又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実を考慮の上、当該職員の基準日以前6箇月以内の期間（以下「評定期間」という。）における勤務成績が次表各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める率を基準として本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務成績</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 特に優秀</td> <td><u>100分の119以上100分の200以下</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 優秀</td> <td><u>100分の107.5以上100分の119未満</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 良好</td> <td><u>100分の96</u></td> </tr> <tr> <td>(4) (1)～(3)以外</td> <td><u>100分の87.5以下</u></td> </tr> </tbody> </table>		勤務成績	成績率	(1) 特に優秀	<u>100分の119以上100分の200以下</u>	(2) 優秀	<u>100分の107.5以上100分の119未満</u>	(3) 良好	<u>100分の96</u>	(4) (1)～(3)以外	<u>100分の87.5以下</u>
勤務成績	成績率																						
(1) 特に優秀	<u>100分の121.5以上100分の205以下</u>																						
(2) 優秀	<u>100分の110以上100分の121.5未満</u>																						
(3) 良好	<u>100分の98.5</u>																						
(4) (1)～(3)以外	<u>100分の90以下</u>																						
勤務成績	成績率																						
(1) 特に優秀	<u>100分の119以上100分の200以下</u>																						
(2) 優秀	<u>100分の107.5以上100分の119未満</u>																						
(3) 良好	<u>100分の96</u>																						
(4) (1)～(3)以外	<u>100分の87.5以下</u>																						
(略)		(略)																					
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>国家公務員の給与改正に準拠するため、所要の改正を行うものである。</p>																							